

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 17 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 } 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う
個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「運営基準」という。）において、児童発達支援ガイドライン等に基づく 5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」をいう。以下同じ。）の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において 5 領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととしたところです。あわせて、支援については、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められることになり、「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和 6 年 3 月 15 日発出事務連絡）において、参考様式等をお示ししたところです。

本事務連絡では、本改定の内容を踏まえて作成いただく個別支援計画について、記載のポイント及び参考記載例をお示しいたします。これらの記載のポイントや参考記載例は、発達支援の 4 つの支援内容（「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」）の具体例や、「本人支援」と 5 領域との関連性の明確化、さらにインクルージョンの観点を盛り込み、モデル例として示すものであり、実際の作成に当たっては、こどもと家族に必要と考えられる支援について十分に検討し作成されるようお願いいたします。

都道府県等におかれましては、御了知の上、市町村及び管内の事業所に周知をお願いいたします。

（別添資料）

- 別紙 1 個別支援計画の記載のポイント
- 別紙 2 個別支援計画の記載のポイント 参考様式版
- 別紙 3 個別支援計画（参考記載例）